

介護保険法施行に伴う年金からの特別徴収

目 次

I. 社会保険事務所における受入試験について……………	1
II. 特別徴収された介護保険料に係る債権の取扱いについて……………	4
III. 平成11年度における情報交換スケジュール等について……………	18
IV. その他……………	21

この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、医療保険福祉審議会の審議等に伴い変更がありうる。

保険料天引きチーム

I. 社会保険事務所における受入試験について

- 市町村と年金保険者との間の情報交換に伴う社会保険事務所における情報交換使用媒体の受入試験の実施については、平成11年7月30日付けで介護保険主管課（部）長あて通知したところです。
- 当該受入試験については、円滑に実施できるよう次のことに留意の上、格段の御協力をお願いします。

（留意事項）

- 各都道府県介護保険主管課（部）においては、通知された「社会保険事務所における磁気媒体受入試験実施要領【市町村編】」（以下、「試験実施要領」という。）及び「社会保険事務所別管轄市町村一覧」を複写の上、管下市町村への配付をお願いします。
- 受入試験の実施については、保険主管課（部）長及び国民年金主管課（部）長あて通知しているので、関係各課と連携を図り、受入試験が円滑に実施できるよう格段の御協力をお願いします。

受入試験の概要

1. 目的

市町村が作成したデータが「情報交換媒体作成仕様書」どおりに作成されていることを事前に確認する。

2. 実施時期

- (1) 試験期間は、平成11年8月25日から9月30日までとする。

なお、試験の結果を踏まえた再試験及び市町村が希望するマルチボリューム試験に係る試験期間についても9月30日までとする。

- (2) 試験の受付期間は、平成11年8月25日から9月24日までとする。

なお、試験の結果を踏まえた再試験及び市町村が希望するマルチボリューム試験に係る受付期間についても9月24日までとする。

※ 磁気媒体の提出日時等については、事前に社会保険事務所と調整されたい。

3. 試験方法

- (1) 受入試験は、特別徴収を依頼するすべての市町村を対象として、市町村を管轄する社会保険事務所の電算機器を使用して実施する。

- (2) 受入試験に使用する磁気媒体は、市町村が介護保険制度実施推進本部

に登録したもの（オープンリール型磁気テープまたはフロッピーディスク）とすること。

- (3) 市町村が提出する磁気媒体は、特別徴収依頼情報（年次情報）と各種異動情報（月次情報）ごとに、それぞれ1巻（枚）ずつとし、市町村が用意すること。

また、市町村の希望により、マルチボリューム試験の依頼ができることとしているので、「試験実施要領」を参照の上、実施されたい。

- (4) 市町村は、磁気媒体に試験依頼票を添えて、管轄社会保険事務所へ提出すること。

- (5) テストデータの件数は、通知内容ごとに10件ずつ収録すること。

- ① 介護特別徴収依頼情報（年次情報） …… 10件
 - 特別徴収依頼通知 10件
- ② 介護各種異動情報（月次情報） …………… 30件
 - 資格喪失等の通知 10件
 - 仮徴収額変更通知 10件
 - 住所地特例該当者通知 10件

4. 試験結果の通知

受入試験終了後、社会保険事務所は磁気媒体に次の通知等を添えて市町村に返却する。

- (1) 試験が正常に終了した場合
 - 正常終了した旨を記載した試験結果通知書
- (2) 試験が正常に終了しなかった場合
 - 再試験である旨を記載した試験結果通知書及びエラー原因を記載したリスト

5. 再試験について

- (1) 試験の結果、再試験と判定された市町村については、磁気媒体を再作成の上、試験依頼票を添えて決められた受付期間内に社会保険事務所に再試験を依頼すること。
- (2) 再試験を依頼する際は、エラーとなった原因を十分検証し、再びエラーが発生しないよう留意すること。

6. 疑義照会について

受入試験に関する疑義・照会については、「照会・回答票」に記入の上、管轄社会保険事務所に照会すること。なお、疑義・照会の内容によっては、

社会保険事務所から社会保険業務センターへ照会した上で回答することもあり、多少時間を要する場合もあることを予め留意されたい。

II. 特別徴収された介護保険料に係る債権の取扱いについて

1. 市町村が過納又は誤納となった介護保険料を還付する対象者

- (1) 第1号被保険者が死亡した日の属する月の翌々月以降に支払われた年金から特別徴収された介護保険料に過納又は誤納（以下、「過誤納」という。）が生じた場合、市町村は年金保険者からの請求に基づき還付する。
- (2) 第1号被保険者が死亡した日の属する月及びその翌月に支払われた年金から特別徴収された介護保険料に過誤納が生じた場合、原則として、市町村は遺族又は相続人からの請求に基づき還付する。
ただし、次の場合は各年金保険者からの請求に基づき還付する。
 - 社会保険庁が支払う年金（国民年金、厚生年金保険（社会保険庁が管掌し支給している共済年金を含む）、船員保険）から特別徴収された場合
 - ・ 死亡した第1号被保険者に未支給となる年金を受け取る遺族がないときは、社会保険庁に還付する。
 - ・ 平成9年4月1日に厚生年金保険に統合された日本たばこ産業共済組合、日本鉄道共済組合及び日本電信電話共済組合から支給されていた年金（現在は、社会保険庁が管掌し支給している年金）の場合は、死亡した第1号被保険者に遺族又は相続人がいないときは、社会保険庁に還付する。
 - 共済組合が支払う年金から特別徴収された場合
 - ・ 死亡した第1号被保険者に遺族又は相続人がいないときは、当該共済組合に還付する。

2. 年金保険者への還付の方法

- (1) 年金保険者は、年金の死亡届を処理した上で、過誤納介護保険料の還付額を確定し、市町村に返納金納入告知書（年金の支払者が社会保険庁の場合）又は還付請求書に納付書を添えて（年金の支払者が共済組合の場合）、過誤納介護保険料の還付を請求する。
この場合、返納金納入告知書又は還付請求書に還付請求する第1号被保険者ごとの債権額の内訳を記した書類を添付する。
- (2) 市町村は、過誤納介護保険料を返納金納入告知書（年金の支払者が社会保険庁の場合）又は納付書（年金の支払者が共済組合の場合）により、納付する。

3. 年金保険者からの還付請求の時期

社会保険庁が市町村に返納金納入告知書を送付する時期については、社会保険事務所に年金の死亡届の提出があった日後、概ね2ヶ月以内を考えている。

また、各共済組合にあっては、年金の死亡失権処理を行った日から、概ね2ヶ月以内を目途に還付請求書を送付できる見込みである。

※ 年金の死亡届の提出があって初めて介護保険料の還付の手続きを行うことができるので、市町村に介護保険第1号被保険者に係る死亡届が届出された際には、届出者に対し、年金の死亡届も速やかに年金保険者に届出するよう指導をお願いしたい。

【参考】

未支給の年金を請求できる者の範囲

① 国民年金、厚生年金保険及び船員保険の場合

死亡した年金受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹であって、その者の死亡当時生計を同じくしていた者。

ただし、日本たばこ産業共済組合、日本鉄道共済組合及び日本電信電話共済組合から支給されていた年金（現在は、社会保険庁が管掌し支給している年金）の場合は、前述の遺族がないときは、相続人（曾祖父母、高祖父母、曾孫、玄孫、兄弟姉妹、甥姪等）。

② 共済組合の場合

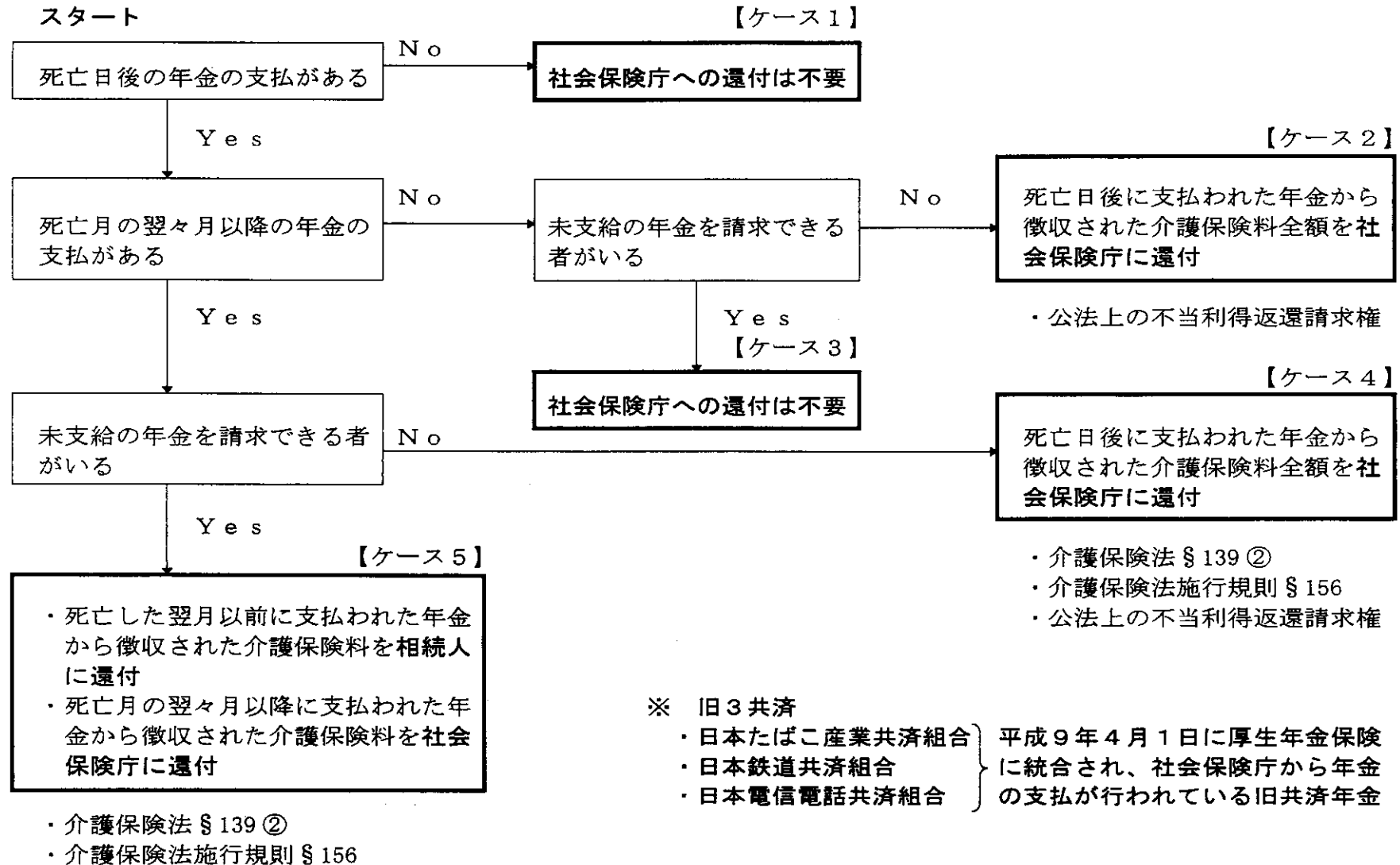
年金受給権者の死亡当時、その者によって生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫、祖父母。これらの者がいないとき、相続人（曾祖父母、高祖父母、曾孫、玄孫、兄弟姉妹、甥姪等）。

4. 市町村における還付に係る事務処理について

年金保険者が市町村に対し還付請求する過誤納介護保険料の額については、次の方法により決定することとなるので参考とされたい。

社会保険庁が支払う年金からの特別徴収に係る債権の取扱いについて
 (厚生年金保険に統合された旧3共済の受給者を除く)

○ 市町村における還付に係る事務処理



社会保険庁が支払う年金からの特別徴収に係る債権の取扱いの例
(厚生年金保険に統合された旧3共済の受給者を除く)

【ケース1】

	△ 6月定期支払	▲ 6/20 死亡	△ 6/25 死亡届 処理
年額保険料		24,000円	月割 2,000円
支払回数割保険料額		4,000円	
死亡日		6月20日	
最終支払月		6月定期支払	
年金の過払の有無		無	
市町村の対応		相続人に還付	
還付額			
相続人へ還付		4,000円	(6月定期支払時に特別徴収された支払回数割介護保険料)
根拠法			
介護保険法第139条第2項			
介護保険法施行規則第156条			

○ 説明

第1号被保険者が、年金の6月定期支払後の6月20日に死亡し、6月に支払われた年金から特別徴収された介護保険料が、市町村に納付された例

→ 第1号被保険者が生存中に年金を受領しており、年金の過払いは発生していないことから、社会保険庁から市町村への還付請求は行われない。

【ケース2】

	▲ 5/25 死亡	△ 5/30 死亡届 処理	△ 6月定期支払
年額保険料		24,000円	月割 2,000円
支払回数割保険料額		4,000円	
死亡日		5月25日	
最終支払月		6月定期支払	
未支給の年金を請求できる者		無	
年金の過払の有無（未支給となる年金を含む）		有（6月定期支払分）	
市町村の対応		社会保険庁及び相続人に還付	
還付額			
社会保険庁へ還付		4,000円	
		（6月定期支払時に特別徴収された支払回数割介護保険料）	
相続人へ還付		2,000円	
		（4月定期支払時に特別徴収された5月に係る月割介護保険料）	
根拠法			
公法上の不当利得返還請求権			

○ 説明

第1号被保険者が、年金の6月定期支払前の5月25日に死亡したが、特別徴収中止の処理が間に合わず、6月に支払われた年金から特別徴収された介護保険料が、市町村に納付された場合で、未支給の年金を請求できる者がいない例

→ 6月定期支払分は、公法上の不当利得となっていることから、社会保険庁から市町村への還付請求は行われる。

【ケース3】

	▲ 5/25 死亡	△ 5/30 死亡届 処理	△ 6月定期支払
年額保険料		24,000円	月割 2,000円
支払回数割保険料額		4,000円	
死亡日		5月25日	
最終支払月		6月定期支払	
未支給の年金を請求できる者		有	
年金の過払の有無		無	
市町村の対応		相続人に還付	
還付額		6,000円	
相続人へ還付		(6月定期支払時に特別徴収された支払回数割介護保険料及び4月定期支払時に特別徴収された5月分に係る月割介護保険料)	

根拠法

介護保険法第139条第2項
介護保険法施行規則第156条

○ 説明

第1号被保険者が、年金の6月定期支払前の5月25日に死亡したが、特別徴収中止の処理が間に合わず、6月に支払われた年金から特別徴収された介護保険料が、市町村に納付された場合で、未支給の年金を請求できる者がいる例
→ 年金の過払分は未支給金として処理されることから、社会保険庁から市町村への還付請求は行われぬ。

【ケース4】

	▲ 5/25 死亡	△ 6月定期支払	△ 7/25 死亡届 処理	△ 8月定期支払
年額保険料		24,000円		月割 2,000円
支払回数割保険料額		4,000円		
死亡日		5月25日		
最終支払月		8月定期支払		
未支給の年金を請求できる者				無
年金の過払の有無（未支給となる年金を含む）				有
市町村の対応				社会保険庁及び相続人に還付
還付額				
社会保険庁へ還付		8,000円		(6月及び8月定期支払時に特別徴収された支払回数割介護保険料)
相続人へ還付		2,000円		(4月定期支払時に特別徴収された5月分に係る月割介護保険料)
根拠法				
介護保険法第139条第2項				
介護保険法施行規則第156条				
公法上の不当利得返還請求権				

○ 説明

第1号被保険者が、6月定期支払前の5月25日に死亡したが、特別徴収中止の処理が間に合わず、6月及び8月に支払われた年金から特別徴収された介護保険料が、市町村に納付された場合で、未支給の年金を請求できる者がいない例

→ 6月支払分は、公法上の不当利得となっていることから、社会保険庁から市町村への還付請求は行われる。

8月支払分は、介護保険法施行規則の規定に基づき、社会保険庁から市町村への還付請求は行われる。

【ケース5】

	▲ 5/25 死亡	△ 6 月定期支払	△ 7/25 死亡届 処理	△ 8 月定期支払
年額保険料		24,000円		月割 2,000円
支払回数割保険料額		4,000円		
死亡日		5月25日		
最終支払月		8月定期支払		
未支給の年金を請求できる者		有		
年金の過払の有無		有		
市町村の対応		社会保険庁及び相続人に還付		
還付額				
社会保険庁へ還付		4,000円		(8月定期支払時に特別徴収された支払回数割介護保険料)
相続人への還付		6,000円		(6月定期支払時に特別徴収された支払回数割介護保険料及び4月定期支払時に特別徴収された5月分に係る月割介護保険料)

根拠法

介護保険法第139条第2項

介護保険法施行規則第156条

○ 説明

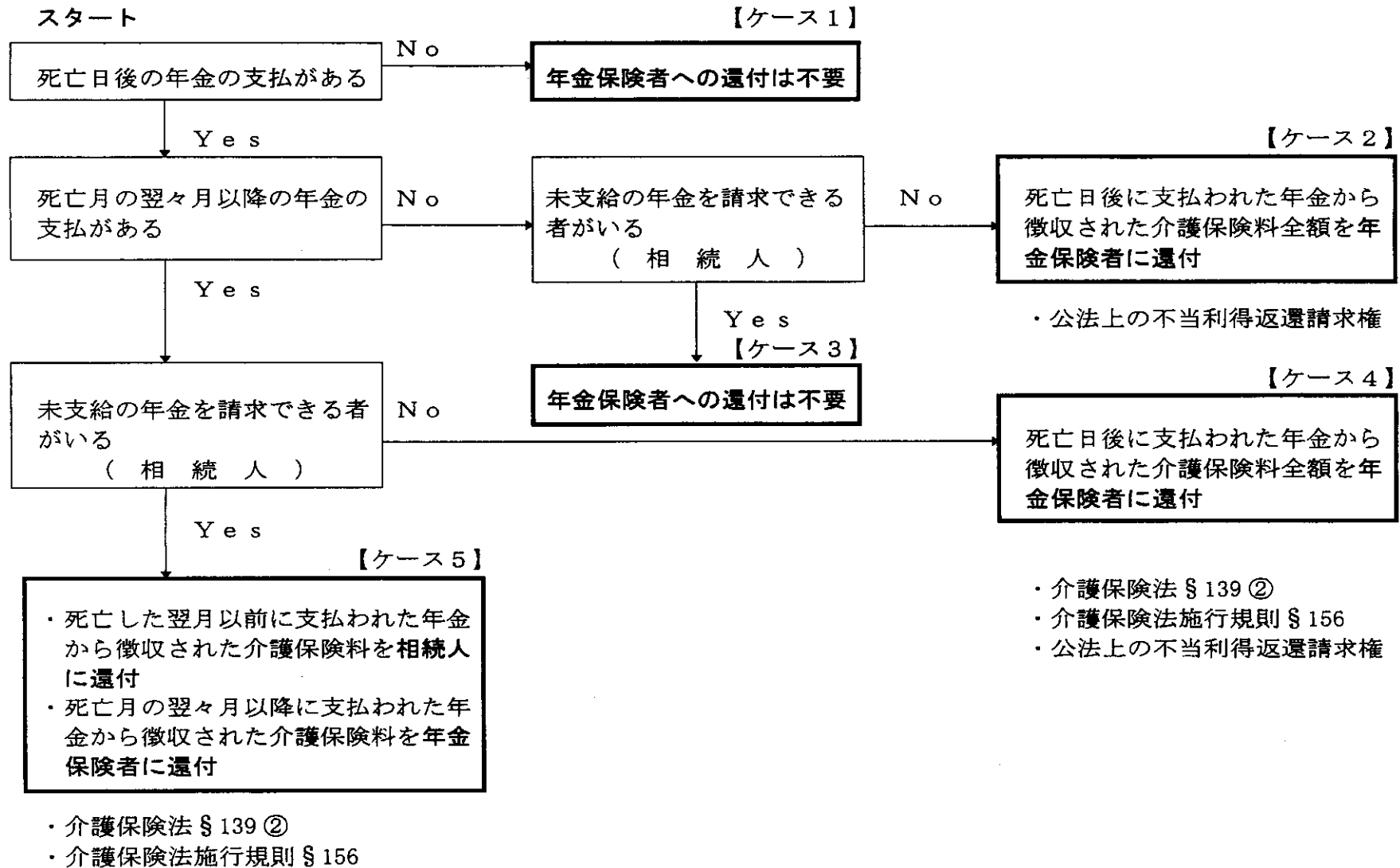
第1号被保険者が、年金の6月定期支払前の5月25日に死亡したが、特別徴収中止の処理が間に合わず、6月及び8月に支払われた年金から特別徴収された介護保険料が、市町村に納付された場合で、未支給の年金を請求できる者がいる例

→ 6月支払分は、未支給金として処理されることから、社会保険庁から市町村への還付請求は行われず。

8月支払分は、介護保険法施行規則の規定に基づき、社会保険庁から市町村への還付請求は行われる。

共済組合が支払う年金からの特別徴収に係る債権の取扱いについて
 (厚生年金保険に統合された旧3共済の受給者を含む)

○ **市町村における還付に係る事務処理**



共済組合が支払う年金からの特別徴収に係る債権の取扱いの例
(厚生年金保険に統合された旧3共済の受給者を含む)

【ケース1】

	△ 6月定期支払	▲ 6/20死亡		△ 6/25死亡届 処理
年額保険料		24,000円		月割 2,000円
支払回数割保険料額		4,000円		
死亡日		6月20日		
最終支払月		6月定期支払		
年金の過払の有無		無		
市町村の対応		相続人に還付		
還付額				
相続人へ還付		4,000円		(6月定期支払時に特別徴収された支払回数割介護保険料)
根拠法				
介護保険法第139条第2項				
介護保険法施行規則第156条				

○ 説明

第1号被保険者が、年金の6月定期支払後の6月20日に死亡し、6月に支払われた年金から特別徴収された介護保険料が、市町村に納付された例

→ 第1号被保険者が生存中に年金を受領しており、年金の過払いは発生していないことから、年金保険者から市町村への還付請求は行われない。

【ケース2】

	▲	△	△
	5/25 死亡	5/30 死亡届 処理	6月定期支払
年額保険料		24,000円	月割 2,000円
支払回数割保険料額		4,000円	
死亡日		5月25日	
最終支払月		6月定期支払	
未支給の年金を請求できる者（相続人）		無	
年金の過払の有無（未支給となる年金を含む）		有（6月定期支払分）	
市町村の対応		年金保険者に還付 (相続人への還付は該当者がいないため、 還付は行えない。)	
還付額			
年金保険者へ還付		4,000円 (6月定期支払時に特別徴収された支 払回数割介護保険料)	
相続人へ還付		2,000円 (4月定期支払時に特別徴収された5 月分に係る月割介護保険料)	
		※ 還付請求者なし。	
根拠法			
		公法上の不当利得返還請求権	

○ 説明

第1号被保険者が、年金の6月定期支払前の5月25日に死亡したが、特別徴収中止の処理が間に合わず、6月に支払われた年金から特別徴収された介護保険料が、市町村に納付された場合で、未支給の年金を請求できる者がいない例
→ 6月定期支払分は、公法上の不当利得となっていることから、年金保険者から市町村への還付請求は行われる。

【ケース3】

	▲ 5/25 死亡	△ 5/30 死亡届 処理	△ 6月定期支払
年額保険料			24,000円
支払回数割保険料額			4,000円
死亡日			5月25日
最終支払月			6月定期支払
未支給の年金を請求できる者(相続人)			有
年金の過払の有無			無
市町村の対応			相続人に還付
還付額			6,000円
相続人へ還付			(6月定期支払時に特別徴収された支払回数割介護保険料及び4月定期支払時に特別徴収された5月分に係る月割介護保険料)

根拠法

介護保険法第139条第2項

介護保険法施行規則第156条

○ 説明

第1号被保険者が、年金の6月定期支払前の5月25日に死亡したが、特別徴収中止の処理が間に合わず、6月に支払われた年金から特別徴収された介護保険料が、市町村に納付された場合で、未支給の年金を請求できる者がいる例

→ 年金の過払分は未支給金として処理されることから、年金保険者から市町村への還付請求は行われぬ。

【ケース4】

	▲	△	△	△
	5/25 死亡	6月定期支払	7/25 死亡届 処理	8月定期支払
年額保険料			24,000円	月割 2,000円
支払回数割保険料額			4,000円	
死亡日			5月25日	
最終支払月			8月定期支払	
未支給の年金を請求できる者（相続人）			無	
年金の過払の有無（未支給となる年金を含む）			有	
市町村の対応			年金保険者に還付 （相続人への還付は該当者がいないため、 還付は行えない）。	

還付額

年金保険者へ還付	8,000円 （6月及び8月定期支払時に特別徴収された支払回数割介護保険料）
相続人へ還付	2,000円 （4月定期支払時に特別徴収された5月分に係る月割介護保険料）
	※ 還付請求者なし。

根拠法

介護保険法第139条第2項
 介護保険法施行規則第156条
 公法上の不当利得返還請求権

○ 説明

第1号被保険者が、6月定期支払前の5月25日に死亡したが、特別徴収中止の処理が間に合わず、6月及び8月に支払われた年金から特別徴収された介護保険料が、市町村に納付された場合で、未支給の年金を請求できる者がいない例

→ 6月支払分は、公法上の不当利得となっていることから、年金保険者から市町村への還付請求は行われる。

8月支払分は、介護保険法施行規則の規定に基づき、年金保険者から市町村への還付請求は行われる。

【ケース5】

	▲ 5/25 死亡	△ 6月定期支払	△ 7/25 死亡届 処理	△ 8月定期支払
年額保険料		24,000円		月割 2,000円
支払回数割保険料額		4,000円		
死亡日		5月25日		
最終支払月		8月定期支払		
未支給の年金を請求できる者（相続人）		有		
年金の過払の有無		有		
市町村の対応		年金保険者及び相続人に還付		
還付額				
年金保険者へ還付		4,000円	(8月定期支払時に特別徴収された支払回数割介護保険料)	
相続人へ還付		6,000円	(6月定期支払時に特別徴収された支払回数割介護保険料及び4月定期支払時に特別徴収された5月分に係る月割介護保険料)	

根拠法

介護保険法第139条第2項

介護保険法施行規則第156条

○ 説明

第1号被保険者が、年金の6月定期支払前の5月25日に死亡したが、特別徴収中止の処理が間に合わず、6月及び8月に支払われた年金から特別徴収された介護保険料が、市町村に納付された場合で、未支給の年金を請求できる者がいる例

→ 6月支払分は、未支給金として処理されることから、年金保険者から市町村への還付請求は行われない。

8月支払分は、介護保険法施行規則の規定に基づき、年金保険者から市町村への還付請求は行われる。

Ⅲ. 平成11年度における情報交換スケジュール等について

平成12年4月から介護保険法が施行されることに伴い、介護保険第1号被保険者のうち、一定の年金を受給する者については、平成12年4月の年金の支払から介護保険料が特別徴収されることとなります。

この実施に伴い、平成11年11月から市町村と社会保険庁との間の情報交換を行うにあたり、平成11年度における情報交換スケジュール等を下記のとおりとしたので、円滑な事務処理が行えるよう御協力をお願いします。

1. 情報交換スケジュールについて

(1) 特別徴収対象者の通知

社会保険事務所は、市町村から提出された磁気媒体に社会保険庁及び各共済組合等に係る特別徴収対象者情報を市町村ごとに磁気媒体に収録し、平成11年11月24日から同年11月30日までの間に順次市町村へ回付する。

(2) 特別徴収依頼の通知

市町村は、管轄社会保険事務所から回付された磁気媒体に特別徴収依頼の通知を収録し、平成12年1月27日までに管轄社会保険事務所へ提出すること。

このときに併せて、社会保険事務所が当該処理結果の通知を収録するための磁気媒体を初期化の上、必要巻（枚）数を提出すること。

(3) 特別徴収依頼処理結果の通知

社会保険事務所は、市町村から事前に提出された初期化済磁気媒体に特別徴収処理結果を収録し、平成12年4月5日から同年4月7日までの間に順次市町村へ回付する。

※ 平成12年度の情報交換スケジュールについては、現在調整中であり、決定次第、すみやかに提示することとしている。

2. 情報交換磁気媒体の提出について

(1) 平成11年11月に特別徴収義務者から通知される特別徴収対象者情報を収録するための磁気媒体については、平成11年10月初旬ごろを目途に管轄の社会保険事務所へ提出していただく予定としている。

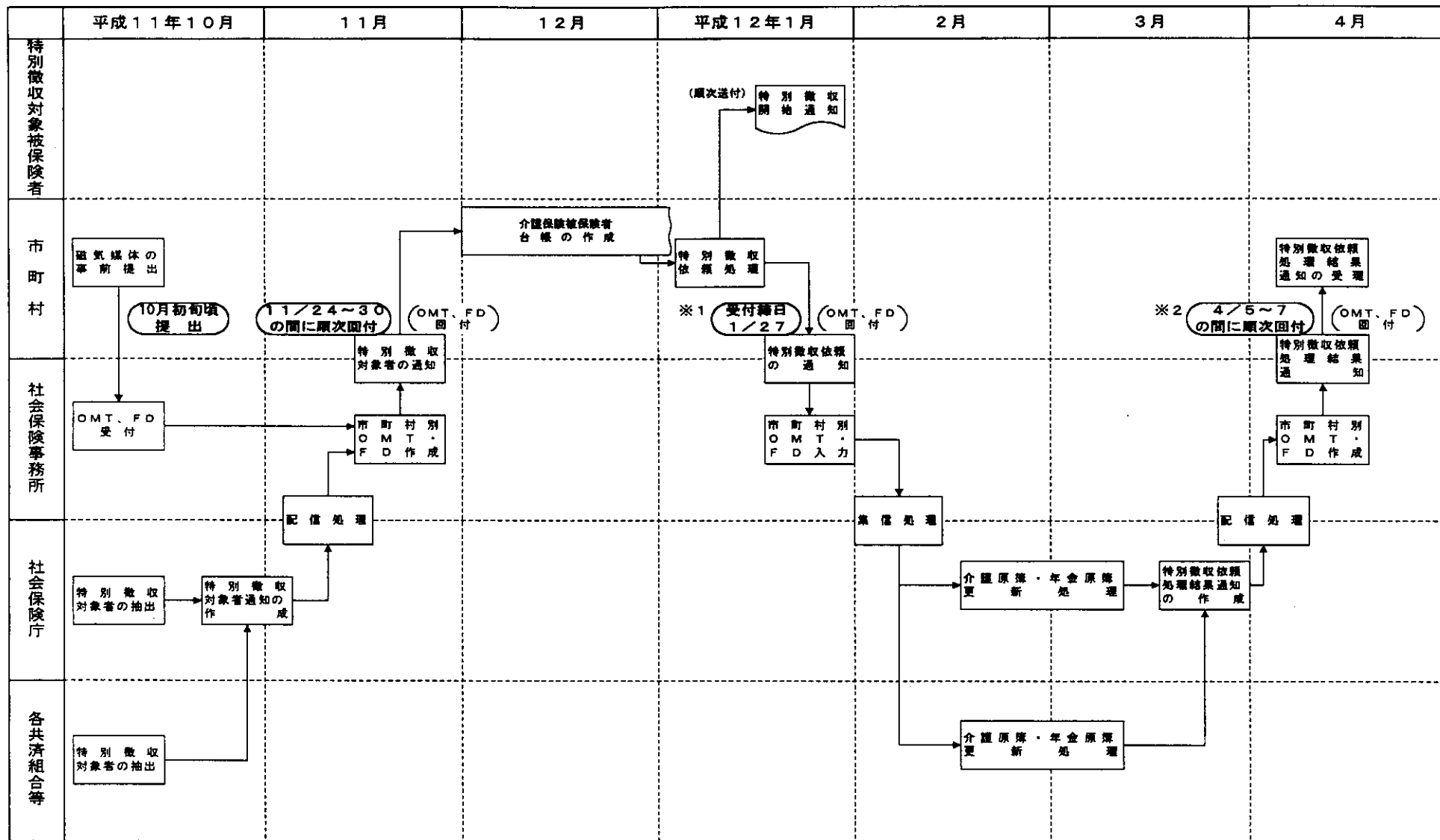
(2) 提出していただく磁気媒体は、介護保険制度実施推進本部へ登録した磁気媒体（種類、記録密度等）とし、市町村において初期化の上、管轄

社会保険事務所に提出すること。

※ 管轄社会保険事務所については、都道府県知事あて平成11年7月30日付けで通知したところである。

※ 社会保険事務所に提出する磁気媒体が事前に登録されている磁気媒体と異なる場合は、特別徴収対象者の通知を当該磁気媒体に収録することができないので、留意されたい。

介護保険料の年金からの特別徴収における情報交換スケジュール（案） [平成11年度]



※1 1/28~31は市町村から提出された磁気媒体が送達不能であった場合等に備え、磁気媒体を再提出するための予備日とする。

※2 当初お示したスケジュールよりも介護原簿等の更新処理に時間を要するため、処理結果の通知時期を4月初旬に変更した。

IV. その他

1. 情報交換使用媒体に係る留意事項について

市町村における年金保険者との情報交換に係るデータ量が1巻（枚）の磁気媒体に収録できない場合は、市町村において、次のことに留意の上、磁気媒体を準備されたい。

(1) 情報交換に必要なデータが1巻（枚）の磁気媒体に収録できない場合は、マルチボリュームにより対応すること。

この場合、各種処理結果通知等を収録するため、事前に社会保険事務所へ初期化済磁気媒体を提出する際にも、マルチボリュームを考慮した上で、必要巻（枚）数を提出すること。

○ オープンリール型磁気テープの1巻当たりのデータ容量

① 1,600BPI/1,200feet → 30,000件程度

② 1,600BPI/2,400feet → 60,000件程度

③ 6,250BPI/1,200feet → 90,000件程度

④ 6,250BPI/2,400feet → 180,000件程度

○ フロッピーディスクの1枚当たりのデータ容量

① 1.44MB → 2,400件

② 1.25MB → 2,400件

(2) 市町村ごとの特別徴収対象被保険者数については、平成11年1月27日全国介護保険担当課長会議で提示した「市区町村別老齢基礎年金等受給者数一覧表」の老齢基礎年金等受給者数を参考に対応すること。

なお、当該一覧表については、平成10年3月末現在の社会保険庁が管理する受給者を基礎として推計した数値であり、各共済組合等（国家公務員共済組合連合会、農林漁業団体職員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団）の対象者数及び平成12年4月までの受給者数の伸び率等は考慮していないので、必要巻（枚）数を算出するにあたっては、伸び率等を考慮し、使用媒体に不足が生じることのないよう十分留意すること。

2. 介護保険料振込先金融機関の登録について

(1) 振込先金融機関が未登録の市町村について

広域連合及び一部事務組合への参入予定又は特別会計の設置が遅れている等の理由により、振込先金融機関が未登録の市町村については、平成11年4月20日の全国介護保険担当課長会議において、平成11年

11月末日までに登録をお願いしているところであるが、登録が遅れることにならないよう十分留意されたい。

なお、登録が遅れた場合は、平成12年度の特別徴収が行えない場合もあり得る。

(2) 振込先金融機関の変更等について

- ① 初回仮徴収時（平成12年4月分）の特別徴収保険料振込先金融機関は、平成11年11月末日までに社会保険業務センターに登録した金融機関とする。
- ② 平成12年6月分以降の振込先金融機関について変更が生じた場合は「振込先金融機関変更届（仮称：別途提示予定）」を、特別徴収を行う月の1ヵ月前までに各年金保険者にそれぞれ提出すること（提出先については別途連絡する。）。
- ③ 振込先金融機関の変更が頻繁に行われると年金保険者の業務が煩雑となり、振込不能等の事故が発生することも懸念されるため、振込先金融機関の変更については、できる限り行わないよう御協力をお願いしたい。